

Title	〔商法二五〇〕 商法三五条の商業帳簿提出義務者 (東京高裁昭和五四年一月一七日決定)
Sub Title	
Author	加藤, 修(Katō, Osamu) 商法研究会(Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1984
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.57, No.12 (1984. 12) ,p.48- 51
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19841228-0048

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 二五〇〕 商法三五条の商業帳簿提出義務者

（東京高決昭和五四年一月一七日
 昭五三(初)一〇〇一号文書提出命令一部認容決定に対する抗告事件）
 判例時報九一九号九五頁、判例タイムズ三八三号一〇八頁
 金起・商事判例五七七号二九頁

〔判示事項〕
 会社の商業帳簿の所持人である代表取締役などが訴訟当事者である場合は商法三五条によりその帳簿の提出義務を負う。

〔参照条文〕

商法三五条

〔事実〕

本件申立の相手方であるXは、本件申立外A株式会社から売掛代金支払のために振出交付を受けた約束手形不渡りを理由として、商法二六六条ノ三の規定に基づいて、本件申立外A株式会社を被告として、損害賠償請求訴訟を提起した。その訴訟において、本件相手方Xは、本件申立外A株式会社による前出約束手形振出の前後から倒産に至るまでのA株式会社の営業および財産状況を明確にして、代表取締役であった本件抗告人Yに悪意または重大な過失のあ

ったことを立証する必要があるとし、本件申立外A株式会社の商業帳簿の現実の所持者であるところの本件抗告人Yにその提出を求めた。

本件原決定は、相手方Xの申立を認容した。それに対してYが抗告をした。それが本件である。

本件抗告人Yの抗告理由は以下のとおりである。すなわち、
 「商法三五条により商業帳簿の提出義務を課し得るのは、その作成設備義務を負う商人に限られるべきであり、商業帳簿であることの故をもって所持者一般に提出義務を課すことは、民事訴訟法第三一二条の規定の趣旨からしても不当であり、抗告人Yは、申立外A株式会社の代表取締役またはその清算人として、右申立外会社のために、同会社が作成設備義務を負う商業帳簿を現に所持しているに過ぎないものであるから、抗告人Yにその提出を命じた原決定は不当である。」と主張された。

〔判旨〕

本件抗告を棄却。

「商法第三五条の規定による商業帳簿の提出命令によってその提出義務を課される訴訟当事者は、必ずしも当該帳簿の作成設備義務を負う商人のみに限られるものではなく、会社の代表取締役または清算人が職務上これを保管している場合のように、現実に所持している者が訴訟当事者であるときには、これに対しても右規定によってその提出を命じ得るものと解するのが相当である。ただし、元來商業帳簿は、商人がその営業上の財産及び損益の状況を明らかならしめるために作成することを義務づけられているものであって、当該商人の営業上の財産及び損益の状況を明らかにする必要があると認められるときは、現実にこれを所持している訴訟当事者が当該商人でなくとも、その当事者に対し提出を命じてこれを明らかにし得るものとすることが、商人に商業帳簿の作成を法律上義務づけた趣旨に合致するからである。」

〔評釈〕

判旨に賛成する。

一 現行商法三五条の規定は、明治四四年の改正商法において第二七条ノ二として新設された規定から発展したものである。すなわち、明治四四年改正商法二七条ノ二は、「裁判所ハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ訴訟ノ当事者ニ其商業帳簿ノ提出ヲ命スルコトヲ得」と規定していた。この規定は、昭和一三年の改正

商法において、若干の改正を受けた。この昭和一三年改正商法三五条は、「裁判所ハ申立ニ依リ又ハ職權ヲ以テ訴訟ノ当事者ニ商業帳簿又ハ其ノ一部分ノ提出ヲ命ズルコトヲ得」と規定していた。明治四四年改正商法第二七条ノ二の条文の「其商業帳簿ノ提出」という部分の「其」が削除され、「商業帳簿」という文字の次に「又ハ其ノ一部分」という字句が加えられたのである。この第三五条が、そのまま変更されることなく現在に至っているのである。

二 商法三五条によれば、訴訟当事者に商業帳簿の提出が命じられることになるが、この訴訟当事者は、商人または商業帳簿の保存義務者に限定されるか、それとも、商人に限定されず商業帳簿を所持する者であっても差し支えないかについて見解が分れている(吉川・本件評釈、商事法務九八二号七九頁、八〇頁に学説が明解に紹介されている)。さらに、商法三五条と民事訴訟法三一二条以下との関係をどのように理解すべきかについて見解の対立があり、それが、商法三五条において商業帳簿の提出を命じられる者の範囲を論ずる際に関連を有するものと考えられる(斎藤・注解民事訴訟法(四)一〇五頁以下、奈良「商業帳簿と文書提出命令」山木戸遺暦記念・実体法と手続法の交錯(四)二五一頁以下、吉川・前掲商事法務九八二号八〇頁以下において、商法三五条と民事訴訟法三一二条以下との関係について詳細に論述されている)。

三 商法三五条の前身である明治四四年改正商法二七条ノ二の新設理由は、次のように説明されていた。すなわち、「新タニ

本条ヲ設ケテ訴訟ノ当事者ハ自己ノ商業帳簿ヲ訴訟ニ於テ提出スル義務アルコトヲ明カニシタリ但其提出ニ付テハ訴訟法ノ規定ニ從フベキハ勿論ナリトス」と説明されていた(法律新聞社編纂・改正商法理由九四頁。現行商法三五条と同一の条文が制定された昭和十三年改正商法の改正理由としては、次のように説明されていた。すなわち、「本条ハ訴訟上ニ於ケル商業帳簿ノ提出義務ニ付規定ス、其ノ趣旨現行法第二十七条ノ二ト同一ナルモ現行規定ハ一部分ノ提出ヲ命ジ得ベキカ否ヤニ付多少疑問ヲ挟ムノ余地アルヲ以テ本条ハ此ノ点ヲ明確ニシタリ」と説明されていた(司法省民事局編纂・商法中改正法律案理由書(総則会社)二二頁)。これらの説明からは、商法三五条が、商業帳簿の提出義務者を商人に限定しているのか、それとも、商業帳簿の所持人であっても差し支えないとしているかは明確とならない。確かに、明治四四年改正商法二七条ノ二の新設理由説明の中に、「自己ノ商業帳簿」との表現があるので、商人限定説が採用されていると解する余地もある。しかし、その表現は、自己の「所持する」商業帳簿の意味にも解することができるので、右のような理解は採用できない。

四 そのように解すると、問題の解明は、民事訴訟法三一二条との関係から試みられるべきものと考えられる。民事訴訟法三一二条は、大正一五年の改正で設けられたものであり、司法省編纂・民事訴訟法中改正法律案理由書一六二頁によれば、大正一五年の改正前の民事訴訟法三三六条および三三三条と「略其

ノ趣旨ヲ同シクス」と説明されていた。本件で問題となる民事訴訟法三一二条二号は、大正一五年の改正前の民事訴訟法三三六条一号に対応するものである。その三三六条一号は、「準証者カ民法ノ規定ニ從ヒ訴訟外ニ於テモ証書ノ引渡又ハ其提出ヲ求ムルコトヲ得ルトキ」に、相手方は証書提出義務がある旨を定めていた。この条文の「民法ノ規定ニ從ヒ」という点が實際的に適合しないので修正され、そして、現行民事訴訟法三一二条二号にある「閲覧ヲ求ムルコトヲ得ルトキ」というのは、商業帳簿の閲覧ということを考えている旨の説明が立法準備段階でなされていた(法曹会発行・民事訴訟法改正調査委員会速記録六一五頁の松岡義正委員発言、なお、この委員会審議当時、現行民事訴訟法三一二条、号に該当する条文は、第二六七条二号と表示されていた)。その説明に対して、明治四四年改正商法二七条ノ二と右の民事訴訟法規定の関係が問いただされている(法曹会発行・前掲速記録六一七頁の岩田宙造委員発言)。

右の問題提起に対して、最初、松岡義正委員は、商業帳簿に關する商法規定と右の民事訴訟法規定は何んの関係もないと受け取れる旨の説明をしたが、すぐに、小山濠委員が、明治四四年改正商法二七条ノ二(現行商法三五条に相当)の場合二六七条二号(現行民事訴訟法三一二条、号に相当)に入ると発言し、続けて、山内確三郎委員は、「兎に角二百六十七条の二号は商法の二十七条の二が包含した意味で之は書いた積りである」と説明した(法曹会発行・前掲速記録六一七頁、六一八頁)。さらに、山

内確三郎委員は、続けて、明治四四年改正商法二七条ノ二は商業帳簿提出義務のあることを明確にし、「民事訴訟の手續を生出す前提として出来て居る」と言明している（法曹会発行・前掲速記録六二頁）。この民事訴訟法立法準備段階における見解は、商業帳簿を「書証」として民事訴訟法のレベルで一元的に処理できる道を開くものであり、その点で明解かつ妥当なものと解される。

この立法準備段階における見解に従へば、現行商法三五条は、訴訟の当事者に商業帳簿提出義務のあることを実体上明確にしており、それを受けて、民事訴訟法三一一条二号の適用が商業帳簿の場合に及ぶことになる。それゆえに、この見解によれば、商法三五条の商業帳簿提出義務者は、民事訴訟法三一一条の次元で定めてよいことになるので、商業帳簿すなわち文書の所持人でさえあればよいことになり、特に商人に限定される必要はない。この意味において、本件判旨に賛成できる。

右の見解に対して、商業帳簿は、一般に営業上の財産状態および損益の状況を明らかにするために作成されるものであって、取引の相手方に引渡し、または、閲覧せしめる義務があるものと解し得ないから、その説に従えない（斎藤・前掲一〇五頁、二〇六頁）とか、あるいは、商法三五条が実体上の閲覧権を肯定したとは解されず、右見解に加担し得ないとされている（奈良・前掲論文三五二頁）。しかし、商法三五条は、特に「訴訟ノ当事者」に限定して義務づけをしているのであり、訴訟との関連で

妥当な裁判をするための前提として、書証提出義務者の範囲を広くするためにそのように限定された形式での義務づけをすることは訴訟の理想にかなうものと考えられる（明治三年の旧商法三七条も訴訟における商業帳簿の開示等を規定していた）。また、このような形式での義務づけの必要性が妥当な裁判確保のために認められてよいのだから、それに対応したかたちで、訴訟法規適用の基盤として商法三五条が実体上の閲覧権を根拠づけていると解しても不自然ではない。ところで、商法三五条の場合には、当事者の申立の場合のみならず、職権による場合も規定されているのに対し、民事訴訟のレベルでは、弁論主義との関連から、当事者の申立が原則となっているので、商法三五条を民事訴訟法三一一条二号に包含させる姿勢の解釈では、そこに矛盾が生ずると指摘されるかもしれない。しかし、商法三五条が職権の場合も明定した趣旨は、裁判所による釈明処分（民事訴訟法二二一条一項二号）の明確化と考えれば矛盾は生じない（吉川・前掲評釈八二頁）。

一九八四年八月一日稿

加藤 修